

《仮訳（要約）》

フランス共和国 食品と接触するステンレス鋼材および品目に関する指令
(1976年1月13日付)

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。
ユーロフィン・プロダクト・テストイング株式会社は資料作成には
できる限り正確に記載するよう努力しておりますが、
その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。
本情報の採否はお客様の判断で行ってください。
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じましても、
ユーロフィン・プロダクト・テストイング株式会社は一切責任を負うことが
できませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000637961>

※ 原典(16 ページ)より、食品接触材に関する箇所の概要および適用範囲を要約。
翻訳は省略。

概要：

第1条

人および動物に消費されることを意図した食品、製品および飲料と接触するために、販売用に保持、提供または販売されるステンレス鋼材料および成形品ならびにこれらの食品、製品および飲料と接触させる前記材料および成形品は、本令の要件を遵守しなければならない。

第4条

フランス共和国の公式ジャーナルに公表される本命令の実施について、経済財政省の競争・価格総局長、農業省の不正取引及び品質管理部門の責任者、保健省の保健の総局長そして産業及び研究省の金属、機械、電気工学の業界担当者が、それぞれの範囲で担当する。

1976年1月13日、パリにて発効。

適用範囲：

第2条

第1条で指定された材料や対象物の製造に使用されるステンレス鋼は、少なくとも13%のクロムを含有しなければならない。これらのステンレス鋼には、ニッケルやマンガンを含むことができ、第3条でリストおよび組み込み条件が規定されている1つ以上の要素が添加される場合もある。

第3条

ステンレス鋼への組み込みが許可されている元素は以下の通り

- タンタル
- ニオビウム
- ジルコニウム
- モリブデン
- チタン
- アルミニウム
- 銅

これらの各要素の最大許容含有量は、

タンタル、ニオビウム、ジルコニウム：1%

モリブデン、チタン、アルミニウム、銅：4%